

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 X i 契 約</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節～第 2 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 3 節 定期契 約</p> <p>第 17 条～第 20 条 (略)</p> <p>(定期契 約者が行 うフリーコースの選 択)</p> <p>第 20 条の 2 当社は、定期契 約者からフリーコースを選 択する申出があつたときは、更新期間中である場合に限り、その申出を承諾しま ず。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該 当する場合は、そのフリーコースを選 択する申出を承諾しません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その X i に係る基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 、<u>X i カケホーダイプラン (ケータイ)</u>、X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) 、X i カケホーダイライトプラン、<u>X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)</u>、X i データプラン (スマホ/タブ) 、X i データプラン (S I Mフリー) 又は X i データプラン (ルーター) 以外であるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 4 章～第 14 章 (略)</p>	<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 X i 契 約</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節～第 2 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 3 節 定期契 約</p> <p>第 17 条～第 20 条 (略)</p> <p>(定期契 約者が行 うフリーコースの選 択)</p> <p>第 20 条の 2 当社は、定期契 約者からフリーコースを選 択する申出があつたときは、更新期間中である場合に限り、その申出を承諾しま ず。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該 当する場合は、そのフリーコースを選 択する申出を承諾しません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その X i に係る基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 、X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) 、X i カケホーダイライトプラン、X i データプラン (スマホ/タブ) 、X i データプラン (S I Mフリー) 又は X i データプラン (ルーター) 以外であるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 4 章～第 14 章 (略)</p>

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1～6 (略)

7 受付終了プラン（基本使用料の料金種別又は通信料の区分のうち、既に選択している契約者を除いて、新たに選択することのできないものをいいます。以下この項において同じとします。）に係るX i 契約又はF O M A 契約の解除と同時に新たにX i 契約又はF O M A 契約の締結を行った場合及び受付終了プランに係る基本使用料の料金種別から料金表に規定する基本使用料の料金種別へ変更を行った場合の料金の計算方法については、当社が別に定めるところによります。

8～24 (略)

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用		
(1) X i の基本使用料の適用	ア X i の基本使用料には、次の料金種別があります。	
	(ア) 一般契約に係るもの	
	区 分	基本使用料の料金種別
	X i 総合利用プラン	(略)
		X i カケホーダイプラン (ケータイ)
		(略)
	X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	
	(略)	(略)
	(イ) 定期契約に係るもの	
	区 分	基本使用料の料金種別
X i 総合利用プラン	(略)	
	X i カケホーダイプラン (ケータイ)	

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1～6 (略)

7～23 (略)

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用		
(1) X i の基本使用料の適用	ア X i の基本使用料には、次の料金種別があります。	
	(ア) 一般契約に係るもの	
	区 分	基本使用料の料金種別
	X i 総合利用プラン	(略)
		(略)
		(略)
	(略)	(略)
	(イ) 定期契約に係るもの	
	区 分	基本使用料の料金種別
	X i 総合利用プラン	(略)
(略)		

		(略)			(略)					
		X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)			(略)					
	(略)	(略)		(略)	(略)					
	<p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができます。</p> <p>ん。</p> <p>(ア) そのX i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (らくらくパック、データSパック (小容量) 及びケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) そのX i (らくらくパック、データSパック (小容量) 又はケータイパックの適用を受けていない場合に限り、) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) そのX i が、X i カケホーダイプラン (ケータイ) 又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択する場合であって、らくらくパックを選択しているとき。</p> <p>(エ) そのX i が、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めたとき。</p> <p>ウ～ス (略)</p> <p>セ X i カケホーダイプラン (ケータイ) 、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) 又はX i データプラン (ルーター) に係るX i の契約者回線に、当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に 500 円を加算します。</p> <p>この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、X i カケホーダイプラン (ケータイ) 、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) 又はX i データプラン (ルーター) が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。</p> <p>ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、500 円を日割して適用します。</p> <p>ソ～チ (略)</p>			<p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>ただし、X i カケホーダイライトプランは、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしている場合に限り選択できます。</p> <p>(ア) そのX i について、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (らくらくパック及びデータSパック (小容量) は除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していること。</p> <p>(イ) そのX i (らくらくパック又はデータSパック (小容量) の適用を受けていない場合に限り、) が、共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していること。</p> <p>ウ～ス (略)</p> <p>セ X i データプラン (ルーター) に係るX i の契約者回線に、当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に 500 円を加算します。</p> <p>この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、X i データプラン (ルーター) が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。</p> <p>ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、500 円を日割して適用します。</p> <p>ソ～チ (略)</p>						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(4)の2 U25 応援割の適用	<p>ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、基本使用料の料金種別が総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (SIMフリー) を除きます。) の基本使用料について、X i 契約者の選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>基本使用料の割引額 (月額)</td> </tr> </table>		区分	基本使用料の割引額 (月額)	(略)	(4)の2 U25 応援割の適用	<p>ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、基本使用料の料金種別が総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (SIMフリー) を除きます。) の基本使用料について、X i 契約者の選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>基本使用料の割引額 (月額)</td> </tr> </table>		区分	基本使用料の割引額 (月額)
区分	基本使用料の割引額 (月額)									
区分	基本使用料の割引額 (月額)									

	(略)	(略)
	X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	二
	(略)	(略)
イ〜ケ (略)		

	(略)	(略)
	(略)	(略)
イ〜ケ (略)		

2 料金額

2-1 X i に係るもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	(略)	(略)
			X i カケホーダイプラン (ケータイ)	3,700円 (3,996円)
			(略)	(略)
			X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	2,700円 (2,916円)
	(略)	(略)	(略)	
定期契約に係るもの	総合利用プラン	(略)	(略)	
		X i カケホーダイプラン (ケータイ)	2,200円 (2,376円)	
		(略)	(略)	
		X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	1,200円 (1,296円)	
	(略)	(略)	(略)	

2-2 (略)

2 料金額

2-1 X i に係るもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	(略)	(略)
			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	
定期契約に係るもの	総合利用プラン	(略)	(略)	
		(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	

2-2 (略)

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用					
(略)	(略)				
(6)の2 X i の通話モード等による通信料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する通信に係る料金は、2 (料金額) の2 - 1 及び2 - 2 に規定する料金を適用します。</p> <p>(ア) X i カケホーダイライトプラン又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) の適用を受けている場合 ((イ)の適用を受ける場合を除きます。) であって、それぞれの通信時間について、300 秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信時間 (以下「ライトプラン通信料」といい、この表において同じとします。)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>				
(略)	(略)				
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア X i 契約者は、定額通信に係る取扱い ((ア) に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。)) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。) に代えて、その定額通信料を適用する取扱いをいいます。) 又は二段階定額通信に係る取扱い ((イ)の①に規定する定額通信料を支払った場合に、データ通信モードによる通信の一部に関する料金について、(イ)の②の規定により算定した額を適用する取扱いをいいます。) を選択することができます。この場合において、データ定額パック (定額通信に係る取扱い及び二段階定額通信に係る取扱いを総称したものをいいます。以下同じとします。) には次の (ア) 及び (イ) に規定する区分があり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p><u>(ア) 定額通信に係るもの</u></p> <p>表 (略)</p> <p><u>(イ) 二段階定額通信に係るもの</u></p> <p><u>① 定額通信料</u></p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">料 金 額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">次の税抜額 (かっこ内は税入額)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額 (月額)		次の税抜額 (かっこ内は税入額)
区 分	料 金 額 (月額)				
	次の税抜額 (かっこ内は税入額)				

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(略)	(略)
(6)の2 X i の通話モード等による通信料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する通信に係る料金は、2 (料金額) の2 - 1 及び2 - 2 に規定する料金を適用します。</p> <p>(ア) X i カケホーダイライトプランの適用を受けている場合 ((イ)の適用を受ける場合を除きます。) であって、それぞれの通信時間について、300 秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信時間 (以下「ライトプラン通信料」といい、この表において同じとします。)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(略)	(略)
(略)	<p>ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。) に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。) を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>表 (略)</p>

ケータイパック	300円 (324円)
---------	-------------

② データ通信料

1 課金対象データごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i データ通信料 (ケータイパックの適用を受けている期間において、当社が定める端末設備のみを利用して通信を行ったことを当社が確認した場合に限ります。)	0.03円 (0.0324円)
上記以外のもの	0.6円 (0.648円)

③ 定額上限データ量

1 契約ごとに

区 分	定額上限データ量
ケータイパック	2GB

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) らくらくパックを選択する場合であって、基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン (ケータイ) 又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択しているとき。

(オ) ケータイパックを選択する場合であって、基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン (ケータイ) 又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択していないとき。

ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック、らくらくパック又はケータイパック (以下この欄及び(8)の3において「シングルパック等」といいます。) のいずれか 1 つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等に係る定額通信料、アの(イ)に係るデータ通信料、又及びネに規定する月間累計額の支払いを要しません。

エ～チ (略)

ツ 当社は、データ定額パック (らくらくパック、データSパック (小容量) 及びケータイパックを除きます。) の適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量 (1 GB に満たない部分を除きます。) を繰越データ量としてス及びソの規定を適用

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。

(ア)～(ウ) (略)

ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック (以下この欄及び(8)の3において「シングルパック等」といいます。) のいずれか 1 つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。

エ～チ (略)

ツ 当社は、データ定額パック (らくらくパック及びデータSパック (小容量) を除きます。) の適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量 (1 GB に満たない部分を除きます。) を繰越データ量としてス及びソの規定を適用

	<p>規定を適用します。</p> <p>ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>テ (略)</p> <p>ト 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額パックを廃止します。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) ケータイパックを選択している場合であって、基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン(ケータイ)又はX i カケホーダイライトプラン(ケータイ)を廃止したとき。</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ X i カケホーダイライトプラン(ケータイ)に係るX i (データSパックを選択しているものに限ります。)の契約者回線に、当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の通信料に1,500円を加算します。この場合において、当社は、そのX i の契約者が選択しているデータ定額パックに係るデータ量に3GBを当社が定める方法により加算します。</p> <p>ヌ ケータイパックに係る適用は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 1料金月における累計課金対象データ量に応じて、アの規定により算定した額の月間累計額から、300円を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が300円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。</p> <p>(イ) ケータイパックの適用を受けているX i の契約者回線から行ったデータ通信モードに関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が4,200円を超える場合は、4,200円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> <p>(ウ) 当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認した場合は、当該料金月におけるその通信に係る課金対象データ量に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象データ量として計算(その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。)するものとし、アに規定する「税抜額0.03円(税込額0.0324円)」を「税抜額0.6円(税込額0.648円)」に読み替えて適用します。</p> <p>ネ ア及びこの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i 契約者回線に、当社が定める端末設備以外が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月のデータ通信モードに係る通信(ケータイパックの適用を受けている期間に限ります。)に関する料金については、4,200円をその月間累計額とみなして取扱います。</p>		<p>します。</p> <p>ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>テ (略)</p> <p>ト 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額パックを廃止します。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>ナ (略)</p>
(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	<p>ア データ定額パック(らくらくパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。)を選択している契約者は、イに規定するデータ定額共有を選択することができます。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>ク カ又はキの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料、(8)の3のアの(イ)に係るデータ通信料、(8)の3のヌ及び(8)の3のネに規定する月間累計額については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p>	(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	<p>ア データ定額パック(らくらくパックを除きます。以下この欄において同じとします。)を選択している契約者は、イに規定するデータ定額共有を選択することができます。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>ク カ又はキの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p>

	ケ～ハ (略)		ケ～ハ (略)
(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用	<p>ア 当社は、データ定額パック(ケータイパックを除きます。)の適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>オ (8)の2のヌ及び(8)の2のネの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック(ケータイパックに係るものに限り、)の適用を受けているX i(経過期間が180か月を超えている場合に限り、)の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が3,900円を超える場合は、3,900円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>	(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用	<p>ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>表 (略)</p>
(8)の5 特定X i等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引(光複数割)の適用	<p>ア 当社は、1の共有回線群((8)の3に規定するものをいいます。)に係る特定X i等(I P通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定X i等に係るI P通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。)の数が2以上あるときは、2を超える特定X i等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定X i等に係る共有回線群のデータ定額パック((8)の2に規定するものをいい、らくらくパック、シングルパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の定額通信料に適用します。</p> <p>ただし、その定額通信料が、(8)の4のアに定める定額通信料の月極割引の適用額、(9)のアに定める定額通信料の割引額及びアに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p>	(8)の5 特定X i等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引(光複数割)の適用	<p>ア 当社は、1の共有回線群((8)の3に規定するものをいいます。)に係る特定X i等(I P通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定X i等に係るI P通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。)の数が2以上あるときは、2を超える特定X i等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定X i等に係る共有回線群のデータ定額パック((8)の2に規定するものをいい、らくらくパック及びシングルパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の定額通信料に適用します。</p> <p>ただし、その定額通信料が、(8)の4のアに定める定額通信料の月極割引の適用額、(9)のアに定める定額通信料の割引額及びアに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p>
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、データ定額パック((8)の2に規定するものをいい、らくらくパック、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けているX iが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX iが特定X i等(I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であること(以下この欄において「割引条件」といいます。)を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i等に係るI P通信網契約(契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。)の基本使</p>	(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、データ定額パック((8)の2に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けているX iが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX iが特定X i等(I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であること(以下この欄において「割引条件」といいます。)を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i等に係るI P通信網契約(契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。)の基本使用</p>

	<p>料金の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ〜キ (略)</p>		<p>料金の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ〜キ (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(13) 複数回線複合割引 (ファミリー割引) の適用	<p>ア〜イ (略)</p> <p>ウ X i カケホーダイライトプラン又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) (第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。) に係る定期契約を締結しているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等への通信に係るライトプラン通信料 ((6)の2のアに規定するものをいいます。) について、次表のとおり取り扱います。</p> <p>表 (略)</p> <p>エ〜ソ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	(13) 複数回線複合割引 (ファミリー割引) の適用	<p>ア〜イ (略)</p> <p>ウ X i カケホーダイライトプラン (第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。) に係る定期契約を締結しているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等への通信に係るライトプラン通信料 ((6)の2のアに規定するものをいいます。) について、次表のとおり取り扱います。</p> <p>表 (略)</p> <p>エ〜ソ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 定期契約に係る通信料月極割引 (ビジネス通話割引) の適用	<p>ア〜イ (略)</p> <p>ウ X i カケホーダイライトプラン又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) (第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。) の適用を受けているときは、次表に規定する定額料の支払いを要するものとし、そのX i の契約者回線に係る(6)の2のアに規定するライトプラン通信料について、そのX i が属する指定割引回線群に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、次表のとおり取り扱います。</p> <p>表 (略)</p> <p>エ〜サ (略)</p>	(15) 定期契約に係る通信料月極割引 (ビジネス通話割引) の適用	<p>ア〜イ (略)</p> <p>ウ X i カケホーダイライトプラン (第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。) の適用を受けているときは、次表に規定する定額料の支払いを要するものとし、そのX i の契約者回線に係る(6)の2のアに規定するライトプラン通信料について、そのX i が属する指定割引回線群に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、次表のとおり取り扱います。</p> <p>表 (略)</p> <p>エ〜サ (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
2 料金額 (略)		2 料金額 (略)	
第4〜第7 (略)		第4〜第7 (略)	
第2表〜第6表 (略)		第2表〜第6表 (略)	
別表1〜別表9 (略)		別表1〜別表9 (略)	

附 則（平成 28 年 10 月 19 日経企第 1045 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 28 年 10 月 21 日から実施します。

（その他）

2 経企第 674 号（平成 24 年 8 月 29 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

3 当社は、この改正規定実施の日から当社が定める日までの間において、料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する X i データプランフラット、X i データプランフラットにねん、X i データプランライト若しくは X i データプランライトにねん（以下この附則において「X i データプランフラット等」といいます。）の選択（翌暦月から基本使用料の料金種別を X i データプランフラット等へ変更する申出を行った場合を含み、この改正規定実施前に、この改正規定実施の日から基本使用料の料金種別を X i データプランフラット等へ変更する申出を行った場合を除きます。以下この附則において同じとします。）、料金表第 1 表第 3（通信料）に規定する X i パケ・ホーダイフラット、X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e、X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア、X i らくらくパケ・ホーダイ、X i パケ・ホーダイ f o r ビジネス若しくはデータ定額パック（以下この附則において「X i パケ・ホーダイフラット等」といいます。）の選択（翌料金月より X i パケ・ホーダイフラット等を選択する申出を行った場合を含み、この改正規定実施前に、この改正規定実施の日から X i パケ・ホーダイフラット等を選択する申出を行った場合を除きます。以下この附則において同じとします。）又は別表 2（付加機能）に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能若しくはブラックベリー接続機能（以下この附則において「moperaU 機能等」といいます。）の請求があった場合であって、1 の X i について、X i データプランフラット等又は X i パケ・ホーダイフラット等が選択されていること並びに moperaU 機能等の提供を受けていることを当社が確認したときは、第 74 条（無線 I P アクセスサービスの利用等）及び別表 2（付加機能）の規定にかかわらず、その X i 契約者から無線 I P アクセスサービスの利用に係る申出があったものとみなして取り扱います。

ただし、その X i データプランフラット等若しくは X i パケ・ホーダイフラット等の選択又は moperaU 機能等の請求の際に、その X i 契約者から当社に対して無線 I P アクセスサービスの利用に係る申出を行わない旨の意思表示があった場合又は当社が別に定める方法により X i データプランフラット等の選択、X i パケ・ホーダイフラット等の選択若しくは moperaU 機能等の請求があった場合はこの限りではありません。

（通信料の加算等に係る特例）

3 この改正規定実施の日から当社が定める日までの間における、データ通信モードに係る通信について、料金表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 の 2 に定める通信料及びデータ量の加算の規定は適用しません。

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (平成 28 年 10 月 19 日経企第 1045 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 10 月 21 日から実施します。 (その他)</p> <p>2 経企第 1665 号 (平成 27 年 2 月) の附則第 3 条の(1)中「データ定額パック (らくらくパック及びデータSパックを除きます。)」を「データ定額パック (らくらくパック、データSパック及びケータイパックを除きます。)」に改めます。</p>	<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>